

第2期 栗東市文化振興計画

－文化芸術の力で人とまちを豊かに元気にする－

令和5年（2023）3月

栗東市

■はじめに

～心豊かなまち栗東～

文化を通じて、愛着と誇りを

栗東市長 竹村 健



私たちのまち栗東は、金勝山系にいだかれ、美しく豊かな自然に恵まれ、国道1号・8号、名神高速道路、JR 琵琶湖線などの東西の文化・経済をつなぐ交通・交流の要衝として発展してきました。そして、金勝寺、旧和中散本舗をはじめとする歴史文化資産を数多く擁し、歴史と文化を育んでまいりました。また「栗東といえばJRA栗東トレーニング・センター」と連想されるほど日本では数少ない競走馬の調教施設があり、「馬のまち栗東」を発信しています。

文化は、創造力や感性を育むとともに、人と人との交流を広げ、地域コミュニティの形成や地域活性化の役割を果たす大きな力があると考えています。

市民、事業者、行政が協働する中で、人々が集い交流し、新たな文化を創造すること、また、先人達が残した財産を継承しつつさらなる進化を促し、そして、自らの誇りとしていくことも、今を生きる私たちの重要な使命でもあります。

本市では、平成25年度（2013）に「栗東市文化振興計画」を策定し、文化を通じて、市民がまちに愛着と誇りを持てる土壌をつくり、個性や創造性を発揮できる環境を整え、幸福感あふれるまちづくりを目指してきました。今回、第1期の検証と現在の課題をふまえ、第2期として、今後10年間の本市が目指すべき項目を検討し、計画を見直しました。

今後、第2期目の計画をより実効性あるものにするためにも、文化振興のための施策を積極的に展開してまいり所存でございます。市民の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり栗東文化芸術会議の方々をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係者の皆様に対し心より、厚くお礼を申し上げます。

－目 次－

序 章	「第2期栗東市文化振興計画」の策定について	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	文化の定義	2
5	文化振興の担い手	3
6	計画策定の基本的な視点	4
7	計画の構成	5
第1章	文化振興の現状と課題への対応	6
1	栗東の文化環境	6
1)	栗東の人・自然・歴史	6
2)	文化創造のための環境	7
2	文化振興施策をめぐる現状	7
1)	文化振興施策をめぐる情勢	7
2)	文化振興計画（改訂版）（平成30年度(2018)4月策定） の基本目標および重点項目の取り組み状況と課題	8
第2章	文化振興の基本理念	10
1	栗東市が目指す将来像	10
2	文化振興の基本理念に向けて	10
3	文化振興の基本理念と持続可能な開発目標（SDGs）	12
第3章	文化振興の基本目標と実施事業	13
1	理念実現のための目標	13
2	本計画の施策体系	14
3	計画推進のための実施事業	15
第4章	本計画の実施体制	22
第5章	計画推進のためのPDCA	23
1	検証のための実施可能なサイクル	23
2	今後に向けて	23
■	あとがき	24

序章 「第2期栗東市文化振興計画」の策定について

私たちが五感¹に感じとる、景観や音、においや行きかう人々のようすなど。その全てが、まちの文化と言えます。

7万人余の市民が暮らすまち。そして、多くの人が訪れ、様々な交流があるまち。長い歴史と独自の文化を持つわがまち栗東は、今、どのような姿をしているのでしょうか。市民の心のありようや美意識は、どのような形となって、暮らしの中に、まちの景観に、あるいは、人と人との交わりの中に現れているのでしょうか。

先達がつくりあげてきた文化、後世に引き継がれる文化。私たちに受け継がれた文化の真髄。それが形となって見える美しいまち、栗東への愛着と誇りを持って欲しい。

そのような願いを込めて、市民の中に脈々と文化が根付き、幸福で活力あふれるまちを目指すための基本理念と基本目標、そして、推進の方策を本計画により示します。

1 計画策定の趣旨

国では、平成13年（2001）文化芸術振興基本法が制定され、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進が図られてきました。さらに平成29年（2017）には「文化財の保護や芸術文化の振興などこれまでの文化芸術政策を更に充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を法の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用させること」を趣旨として改正され、名称も文化芸術基本法に改正されました。これにもとづき、平成30年（2018）には「文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－（第1期）」が策定されています。

滋賀県では、国の文化芸術振興基本法（平成13年（2001））を受けて、平成21年（2009）7月に滋賀県文化振興条例が施行され、平成23年度（2011）に滋賀県文化振興基本方針が策定されました。現在では第3次基本方針（令和3年（2021））へと改定され「文化芸術基本法」（平成13年法律第148号）第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画として位置づけられています。

これまで、栗東市では、文化団体の活動支援、また、芸術文化会館さきらを文化振興の中核施設として位置付け、様々な事業、施策を展開してまいりました。しかし、時代の潮流は激しく、グローバル化²、少子高齢化、情報化などが変化する社会情勢の中、文化芸術を取り巻く環境も大きな変革の時代にあり、きめ細かな対応が求められるようになりました。国・県の施策と第五次栗東市総合計画（平成22年（2010））などを踏まえ、これからの文化振興の方向性及び重点的に実施すべき施策を市民に具体的に分かりやすく示すため、平成

¹ 人間の感覚全体を指す。

² 様々な面で、従来の国家、地域の垣根を越え地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

15 年（2003）に「栗東文化芸術基本計画」を策定し、さらに見直しを行って平成 25 年（2013）に「栗東市文化振興計画」を策定しました。平成 30 年（2020）には策定後 5 年を経過することから中間見直しを行いました。

令和 2 年（2020）以降、コロナ禍³により人々の活動が制限され、文化芸術の分野にも大きな影響がありました。一方、オンライン配信をはじめとした、情報技術の進歩は著しく、文化芸術活動が多様化しています。また、日本全体が少子高齢化、人口減少社会へと移行する中にあっても、本市は低い高齢化率の維持と若い世代の流入による人口増加を持続してきた一方で、ここにきて人口増加率が足踏みしており、「栗東市人口ビジョン」の想定よりも早く人口増加がピークアウトすると考えています。

こうした今日的課題のもと、本市では「人が育ち力を発揮できる生涯学習のまち」として、栗東ならではの魅力を創造し、市民が主役となった文化芸術活動や特性を活かした地域文化の振興を促進します。そして質の高い幸福感を持つことができる市民生活を実現する、文化の見えるまちづくりを目指すため本計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「いつまでも住み続けたいくなる安心な元気都市栗東」を将来像とした「第六次栗東市総合計画」を上位計画とし、「栗東市教育振興基本計画」など関連する計画との整合性を図りながら、文化政策と他の政策を包括的に推進していくうえでの指針とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 5 年度（2023）から令和 14 年度（2032）までの 10 年を目途とし、定期的に栗東文化芸術会議を開催し検証を行い、令和 9 年度（2027）には 5 年間の検証をふまえ、見直しを行うものとします。

4 文化の定義

「文化」とは、有形無形に関わらず、衣、食、住、思考、感情、機具、制度など人間が創りあげる全ての物を対象とし、幅広い概念を持つことばです。また、「文化的」ということばが持つイメージも 先進的、洗練された、美しいなど、捉え方や感じ方も様々です。

「文化」について、平成 28 年（2016）の「2020 年を見据えた文化による国づくりを目指して」（通称：京都宣言）⁴では「文化を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いである。また文化は、人々の心のつながりや相互に尊重しあう土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成し、世界の平和

³ 令和 2 年（2020）1 月より、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行して人々の活動が制限され、イベントの制限や移動の制限が行われた。

⁴ 平成 28 年 10 月 19 日、スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの場で、政府等関係機関が、2020 年に向け、文化振興の機運を高め、文化による国づくりに一丸となって取り組んでいくことを宣言したもの

にも寄与するものである。」としています。

また、滋賀県の文化振興条例では、第3章「文化の振興に関する基本的施策」に定める内容について「芸術（文学、音楽、美術、工芸、書、写真、演劇、舞踊、メディア芸術⁵など）」、「地域において継承されてきた文化的資産（有形・無形の文化財、生活文化など）」、「人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景」などを主な対象分野とし、国際交流、観光、産業、福祉、教育等の分野との関連施策も含めています。

本市の文化行政における「文化」を考えると、空間としての「地域文化」、市民の暮らしの質を高め、心豊かに生きていくための「市民文化」、過去の長い歴史の中で生まれ受け継がれてきた「歴史文化資産（要素）」、伝統芸能などの「伝統文化」、生活の舞台としての「生活文化」、大きくはこれらの文化が、本計画で対象とする文化となります。それらは、国際交流、観光、産業、福祉、教育などの分野をふくめ広い意味で「まちづくり」と呼ばれる行政のすべての分野に関わってきます。

5 文化振興の担い手

（１）市民 —市民が主役の文化芸術活動—

現在及び将来にわたって、文化芸術を創造し、これを享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、市民一人ひとりの願いであり、また、権利でもあります。市民は、文化芸術への関心を高め、その重要性を認識しながら、文化芸術活動の主役として、文化に親しみ、活動し、文化芸術を振興する大きな担い手であります。

（２）文化芸術団体、NPO法人⁶、民間事業者など

—多様な活動主体による文化振興—

本市の文化芸術活動は、市民一人ひとりの主体的な実践によるものであると同時に、文化芸術団体、NPO法人、ボランティア、民間事業者など多様な活動主体によって担われています。これらの活動主体は、個々に独自の文化芸術活動を展開するとともに、様々な分野にわたる文化芸術団体の連合体が、推進母体として大きな役割を果たしています。地域では、地元につながる文化財や伝統文化などを保存会が中心となって保存・継承に取り組んでいます。民間事業者は、文化的な価値や視点を重視しながら独自の文化芸術活動を行っています。

こうした様々な活動主体には、多様で主体的な文化芸術活動や互いの交流・連携を通して、本市の文化振興を牽引する役割が期待されます。

（３）行政（栗東市） —行政の果たすべき役割—

市は、市民や多様な活動主体が行う文化芸術活動の自主性を尊重し、これらの活動を行いやすい環境づくりのため、場や機会の提供、情報の収集・発信、活動への支援、多様な活動主体との連携や協働の促進など、市民が主役となる文化芸術活動を支援する役割を担いま

⁵ アニメやデジタルアートなど、コンピュータ技術をはじめとする新しい技術に触発された美術。

⁶ NPO法人＝広義で非営利団体のこと（Not-for-Profit Organizationの略）

す。

6 計画策定の基本的な視点

本市の文化振興の基本目標を考え、文化の創造と継承につなげていくうえで、次の4つの視点が重要と考えます。

（その1 地域）個性あるまちの文化を創造・発信する視点

私たちの暮らしは、本市の風土の中で、先人たちが築き上げてきた様々な生活文化の上に成り立っています。そして、本市の未来は、私たちの暮らしの中で日々繰り広げられ、本市固有の文化として、新しい価値あるものに創造されていきます。文化は、一般的に「個人・地域・日本」といったひろがりの中で捉えるもので、地域の人々と関わりを持ち、異なる文化との出会いや交流を通して、自分たちの伝統や文化に対する愛着や誇りを見だし、相互に尊重し合いながらまちの文化を創造し発信する視点を大切にします。

（その2 市民）市民の力、多様性を生かす視点

本市は、他府県からの転入者が多い地域です。これまでから住み続けている人、新しく住むことになった人、年齢や性別にかかわらず、市民一人ひとりが、多様な価値観を持ちながら文化芸術活動に積極的に関わり、それぞれにより理解者としての役割を果たすことが、文化芸術のすそ野を広げ、レベルを上げること、すなわち市民文化の創造につながります。市民自ら、地域の特性やその価値をふまえ、主体的な活動を展開することにより、深みと厚みを構築する視点を大切にします。

（その3 伝統）歴史・伝統文化を守り継承するとともに新たな創造につなげる視点

本市には多くの伝統文化があります。それらは、長い年月をかけ育み、受け継いできた遺産です。建造物や有形無形の文化財などが多くあげられます。そして、自然も大切なバックボーン⁷です。私たちは、この地に育まれた歴史文化要素を見出し保存継承することで歴史文化資産とし、新たな価値の創造につなげる視点を大切にします。

（その4 連携）市民、事業者、行政が連携し、文化力を高める視点

地域に残る文化は市民の誇りです。そして、文化芸術は市民の心を豊かにし、都市の品格を高めます。文化力を高めるために、市内に数多くある文化資源を活かし、魅力的な文化空間をつくるとともに、参加意識を高め、市民が身近な場所で豊かな文化を享受できる環境を整えるという考えのもと、文化振興の担い手の3者が連携し、協働の仕組みをつくりながら、地域の「文化力」⁸を高める視点を大切にします。

⁷ 後ろ盾、思想信条などの背景にあり、それを成り立たせている考え方。精神支柱。

⁸ 文化は、人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力を有しており、こうした

7 計画の構成

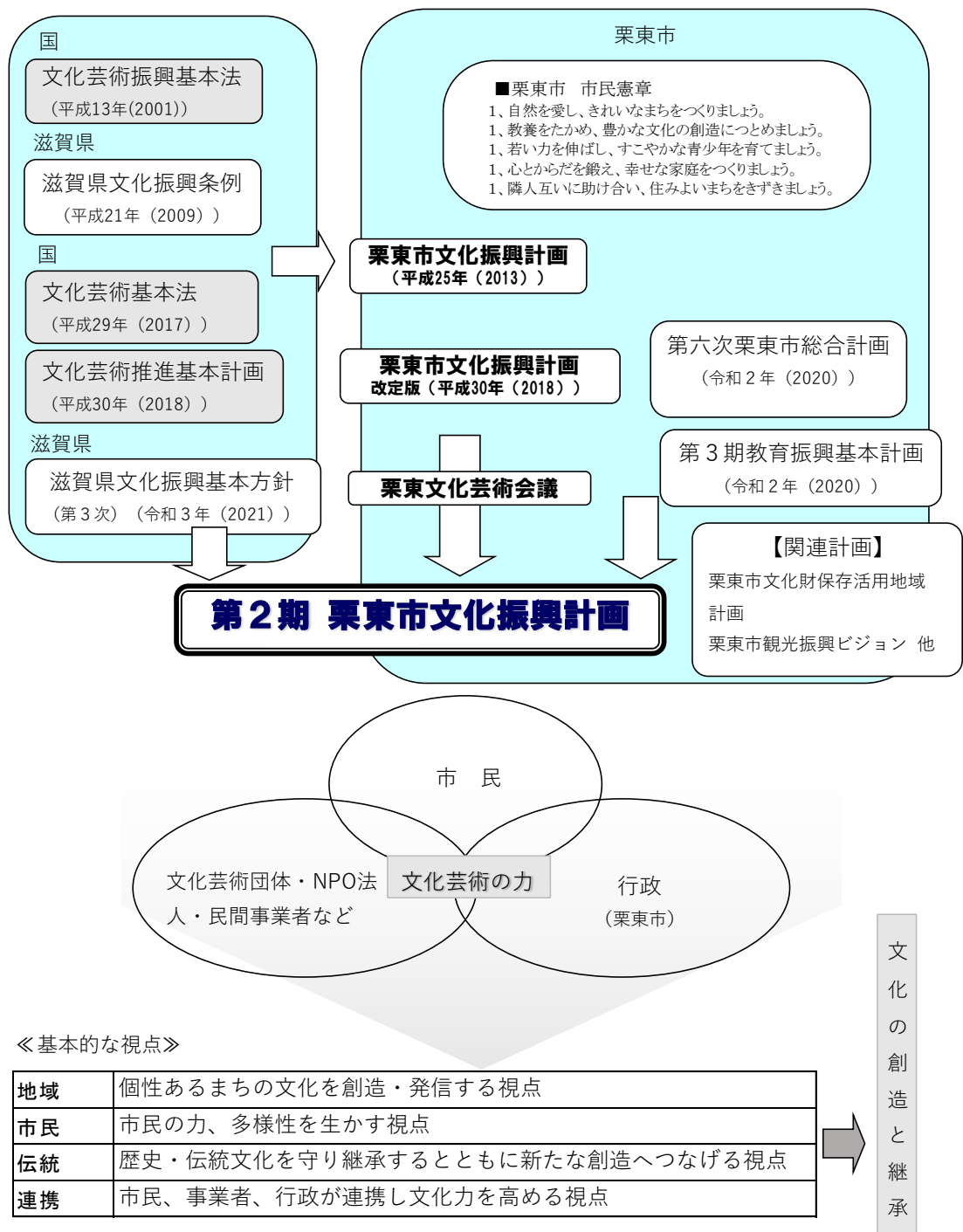


図1 計画の構成

力を「文化力」と表しています。

第1章 文化振興の現状と課題への対応

1 栗東の文化環境

本市の文化は、歴史や風土の中で育まれてきました。近江湖南に位置する本市は、奥深い南部山間地から、北部の平野部まで変化に富んだ地形を背景に、地域性に彩られた文化が育まれてきました。

また古代から東国と畿内を結ぶ交通の要衝で、江戸時代には、東海道と中山道の二街道の間（あい）の宿として栄え、街道を活かした様々な交流を通じて洗練され、発展してきました。現在も、ひと・こと・もの・情報などの交流拠点としての機能が十分備わっており、さらなる発展が見込まれます。

1) 栗東の人・自然・歴史

本市は、我が国最大の湖、琵琶湖の南部に位置し、北部は近江盆地の沖積平野の一部を形成し、北西方向に緩やかな傾斜をなし、豊かな水田地帯が広がっています。南部は標高 693 m の阿星山を最高峰とする金勝連峰から広がる丘陵地帯が面積の半分を占めています。

また、西部には草津川、北東部には野洲川が流れ、それぞれ琵琶湖に注ぐ代表的な河川であり、琵琶湖南湖の主要な流水域上にあります。

交通は、市域を東西方向に国土幹線である東海道新幹線、J R 琵琶湖線、名神高速道路、国道 1 号・8 号が集中し、交通の要衝となっています。

本市の歩みは、縄文時代前期に始まります。古墳時代には全国でも有数の大規模な集落での生活が営まれ、地域の首長の居館とみられる遺跡も発見されています。椿山古墳、新開古墳など特色ある古墳が築かれ、当時の人やモノの往来を示す副葬品で知られています。

奈良～平安時代には交通の要衝という地理的特徴から、東海道、東山道といった官道が整備される一方、栗太郡衙や寺院も造営されました。平安時代中頃～中世にかけては、金勝山を中心に仏教文化が大きく花開きます。やがて激動の時代に入ると、足利義尚が「鉤の陣」を構え、中央の文化が流入しました。

江戸時代には、東海道、中山道の発達によって、街道を往来する旅人から様々な情報がもたらされ、街道筋のまちとして発展してきました。このような中、梅ノ木（六地藏）の「和中散」という薬は、東海道名物として全国的に名高く、ドイツ人医師ケンペルや医師で博物学者のシーボルトも、江戸への旅の途中、その和中散を商う薬屋に立ち寄っています。そのような往時のたたずまいを残す大角家住宅は貴重な歴史文化資産です。

明治維新を迎えると、廃藩置県によって栗太第 2 から第 6 区までの 5 区に分割され、その後幾度かの統合や合併が行われ、明治 22 年（1889）に金勝、葉山、治田、大宝の 4 ヲ村が成立し、昭和 29 年（1954）10 月の町村合併促進法により 4 ヲ村が合併し、栗東町が誕生しました。

その後、本町（当時）は、平成 2 年（1990）に「生涯学習のまち」を宣言し、平成 3 年（1991）

には、念願のＪＲ琵琶湖線「栗東駅」が開業し、まちの新たな玄関口として、都市開発が進みました。平成 11 年（1999）10 月、栗東駅前にまちづくり・ひとづくりの拠点施設として、芸術文化会館さきがオープンしました。平成 13 年（2001）10 月 1 日には、県内 8 番目の市となりました。

２）文化創造のための環境

本市は、全国的な交通動脈が市内を通過しており、京阪神や中京といった大都市圏に近接するという地理的条件のほか、第二次産業の構成比が全国で高い内陸工業地域という社会的、経済的条件を有し、多様な分野の産業が集積しています。

土地利用上は、約 4 割が森林、2 割が農地であり、県内においても都市化が進行している地域にありながら、まだまだ多くの田園・森林風景などが残されています。

本市は、地域社会の伝統をなお色濃く残しながらも、他方では他府県から転入する人も多く、いわば農村と都市、伝統と現代文化がぶつかりあって、新しい文化を創造する土壌となっています。

昭和の終わりから平成のはじめにかけて、図書館（昭和 62 年（1987）開館）や歴史民俗博物館（平成 2 年（1990）開館）、出土文化財センター（平成 8 年（1996）開館）、芸術文化会館さきら（平成 11 年（1999）開館）など、特色のある文化施設の整備を進めてきました。しかし平成 21 年（2009）以降は市の財政状況の悪化から、それらの機能の一部縮小を余儀なくされています。

昭和 51 年（1976）にはアメリカ合衆国ミシガン州バーミンハム市と姉妹都市提携を結び、平成 4 年（1992）には中華人民共和国湖南省衡陽市と友好都市締結に関する協定を結び、友好親善使節団の派遣及び受け入れを行い、友好交流を推進してきました。

平成 21 年度（2009）に市民と行政が協働してまちづくりを進めるルールを定める「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」を施行し、多様な主体の活動を支援する体制づくりに取り組んでいます。

令和 4 年（2022）には、近年の文化財をめぐる課題解決のため「栗東市文化財保存活用地域計画」が作成され、歴史文化資産を保存活用しみんなのふるさとづくりを目指そうとしています。このように、本市の自然、歴史、産業、社会基盤整備、そして市民の意識・活動を含めて、市全体が文化創造のための舞台であるといえます。私たちは今、これらの環境・条件を背景として、さらなる栗東らしい文化を創造していく新しい段階に入ろうとしています。

２ 文化振興施策をめぐる現状

１）文化振興施策をめぐる情勢

第六次栗東市総合計画策定における調査では、「歴史や伝統文化が生かされ市民文化や芸術活動を振興するまちづくりが推進されていると思う市民の割合」が、平成 26 年度（2014）に 49.0%であったのに対し、平成 30 年度（2018）には 48.3%、令和 3 年度（2021）には

38.4%と減少しています。また、今後のまちづくりにおいて特に重要で優先度が高いと考える施策の中で、「伝統文化・市民文化・芸術の振興」を挙げた割合は 5.2%と低くなっており、文化振興をめぐる意識の醸成がすすんでいるとはいえません。

本市では令和元年（2019）に人口が 7 万人に達し、とくに平野部において宅地化が進んで人口が増加しています。一方山間部では人口が減少傾向にあり高齢化率が高くなっており、伝統文化の担い手不足の傾向があります。

さらに令和 2 年（2020）以降のコロナ禍では、芸術文化会館さきらなどをはじめとした文化施設でのイベントが中止されたり、地域における祭礼が中止になるなど、文化芸術にかかわる場や、人と人とのつながりが減少しました。市民文化や芸術活動の振興にとって危機的な状況になっているといえます。半面、オンラインの普及や、VR⁹・AR¹⁰など技術の進展は、文化芸術の新たな分野を拓くものとして期待されています。

2）文化振興計画（改訂版）（平成 30 年度（2018）4 月策定）の基本目標および重点項目の

取り組み状況と課題 ※以下、●は「文化文化振興計画（改訂版）」の基本目標

●連携・協働・発信の環境づくり

- ① 市・文化芸術会館との連携及び文化振興拠点（場）の整備
- ② 文化団体とのネットワークの構築及び他の文化施設との連携
- ③ 文化活動を行う団体に対するサポート
- ④ 企業による文化活動支援の促進
- ⑤ 多様な活動団体との交流
- ⑥ 市民が生活の中で文化に親しむことができる環境づくり

現状 拠点施設としての芸術文化会館さきらでは、市と指定管理者の連携により、継続的な改修を実施しています。文化協会、音楽振興会と連携しながら、文化祭やコンサートなどの開催を実施しています。また、9 学区に設置されているコミュニティセンターでも地域に根差した文化活動が行われています。演劇祭など自主的な活動の継続もみられます。コロナ禍では事業の休止もあり、交流もできない状況にありましたが、可能性を探りながら再開をしています。

課題 芸術文化会館さきら開館から 20 年以上経過し施設の老朽化への対応が十分ではありません。多様な人々が集う活動拠点として、施設のバリアフリー化を進める必要があります。他館との連携、団体ネットワークの構築、企業との連携ができていません。コロナ禍では、文化活動の不足が止むを得ない状況でしたが、アフターコロナを見据え、市民生活のなかで文化に親しむ環境づくりの必要性があります。

⁹ Virtual Reality（仮想現実）の略。コンピュータ上に CG など的人工的な環境を作り出し、そこにいるかのような感覚を体験できる技術。

¹⁰ Augmented Reality（拡張現実）の略。現実の風景にコンピュータで生成した情報を重ね合わせることで、現実世界を拡張しようとする技術。

●人づくり、活躍の場づくり

① 文化をつなぐ人材の育成、若手芸術家の育成・支援

② 鑑賞機会の充実

③ 学校教育における文化芸術体験学習の実施

④ 図書館の活用

⑤ 障がい者、高齢者、子育て世代への文化活動支援

現状 さきらジュニアオーケストラやさきら創造ミュージカルは意欲的な活動を続け、定期的に成果を発表しています。また小学校の芸術鑑賞も、コロナ対策を講じながら実施されています。芸術文化会館さきらでは、良質な舞台芸術鑑賞の機会を提供しています。歴史民俗博物館では、研修室やロビーを美術展やコンサートの場として提供しています。市美術展では若手芸術家の育成のためフレッシュ奨励賞を設け出品者拡大につなげています。図書館の利用はコロナ禍による開館日数の変更などで減少傾向にありましたが、貸出制限冊数の拡大など利用拡大の取り組みが行われています。

課題 ジュニアオーケストラへの支援、創造ミュージカルなど栗東に根付いた若手芸術家支援を維持・強化する必要があります。また幅広い人材育成のため、アウトリーチの強化を行う必要があります。学校教育との連携は十分とはいえないなか、中学校部活動（美術、吹奏楽など）のあり方も検討されており、今後連携強化が求められます。またアールブリュット¹¹の発信や連携が不足しています。

●伝統文化の継承と栗東（あた）らしいものづくり

① 文化遺産の発掘、保存、活用と情報発信（歴史民俗博物館・出土文化財センター）

② 観光・産業分野との連携

③ 伝統文化の継承及び伝統文化を基礎とした新しい文化の創造

現状 有形・無形の歴史文化資産（要素）の保存活用に、地域と協力しながらつとめています。東海道沿いの旧和中散本舗や歴史民俗博物館では、コンサートの実施など文化芸術とのコラボ事業が実施されています。芸術文化会館さきらでは、カルチャー教室が実施され伝統的な技術の継承に寄与しています。

課題 歴史文化資産（要素）の保存活用を担う歴史民俗博物館等の施設が老朽化しています。地域の無形民俗文化財はコロナ禍や担い手不足によって活動が危ぶまれています。個人が所有する文化財の保存・継承も課題です。観光、産業分野との連携も不十分です。豊かな歴史文化を背景とした栗東らしさが喪失していく危機ともいえます。さらに伝統文化を基礎とした新しい文化の創造につながっていません。

¹¹ フランス語で「生のままの芸術」。「正規の美術教育を受けていない人による芸術」「既存の美術潮流に影響されない表現」などと説明されることが多い。

第2章 文化振興の基本理念

1 栗東市が目指す将来像

栗東市は、第六次栗東市総合計画を令和2年(2020)3月に策定しました。総合計画では、市民、行政が今後の10年で目指す将来都市像『いつまでも住み続けたいくなる安心な元気都市栗東』および、基本目標の実現を図るための、まちづくりの基本政策などが記されています。

このうち文化芸術に関する各種施策は下記の通りです。

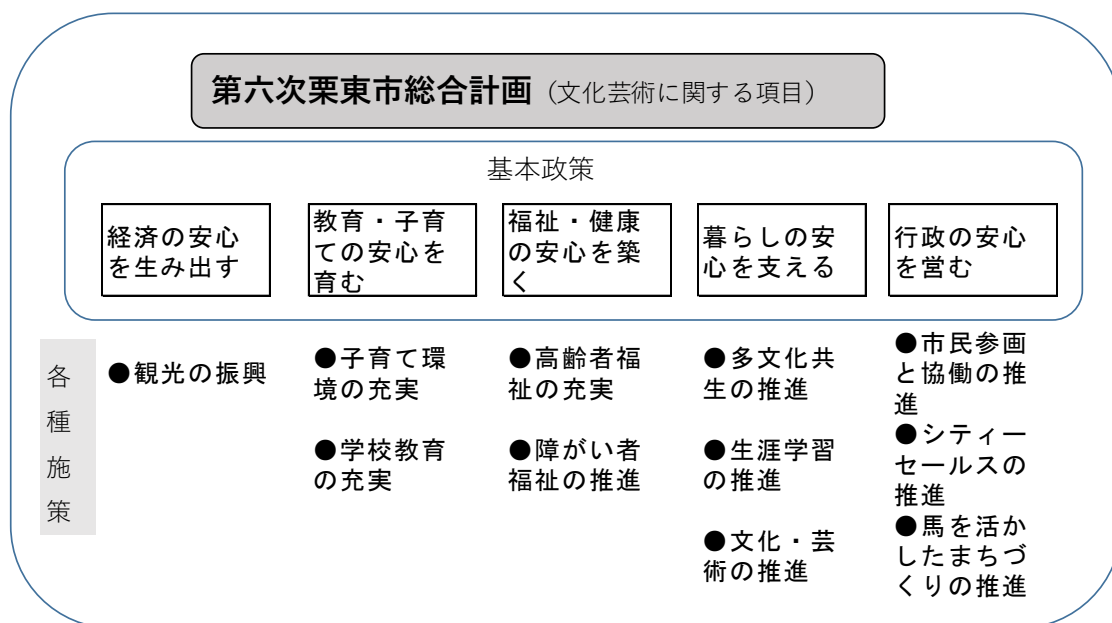


図2 第六次総合計画における文化芸術に関する項目

2 文化振興の基本理念に向けて

文化芸術への取り組みについては、「市民誰もが文化芸術に親しみ、多様な主体が活動し連携する場づくり」「文化芸術を継承し、つなぎ、支え、創造する人材を育む」「文化芸術の多様な価値を地域づくりに活かしまちを元気にする」を大きな柱とします。

これらの柱は、それぞれが個別に存在するものではなく、お互いが相乗してこそ栗東らしい文化が創造されていくものと考えます。本市の歩んできた歴史やこれまでの施策を生かし、多文化が共生し個性あふれる「文化芸術の力で人とまちを豊かに元気にすること」を目指します。

文化芸術の力で
人とまちを豊かに元気にする

①市民誰もが文化芸術に親しみ、
多様な主体が活動し連携する場づくり

②文化芸術を継承し、つなぎ、支え、創造する人材を育む

③文化芸術の多様な価値を地域づくりに活かし、
まちを元気にする

図3 本計画の基本理念



芸術文化会館さくら



栗東市美術展



さくらジュニアオーケストラ



小杖祭りの祭礼芸能

3 文化振興の基本理念と持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標 (SDG s) とは平成 27 年 (2015) の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、平成 28 年 (2016) から令和 12 年 (2030) までの国際目標です。

本市が持続可能な栗東を目指し取り組むことは、世界の課題解決にも貢献するものです。そのため文化の分野においても、その多様な価値を社会に活かすことで、SDG s の達成に向けた取り組みを進めます。

特に、下記の 4 つのゴールと強い関連性を持つことから、計画推進の目標の一部を共有するものとして位置づけます。

《関連性が強い 4 つのゴール》

4. 質の高い教育をみんなに 8. 働きがいも経済成長も
10. 人や国の不平等をなくそう 11. 住み続けられるまちづくりを



表 1 関連する SDG s のゴールとターゲット、目標

ゴール		ターゲット	目標(指標)
4	全てのの人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	4.7 文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	・栗東市美術展への25歳以下の出点数 ・小学校区における文化芸術・歴史体験率 ・外部評価におけるさくら事業の「満足度」の割合 ・博物館などでのコンサート開催回数 ・文化協会及び加盟団体が実施する事業・大会参加者・入場者数 ・図書館の貸し出し冊数
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	8.9 地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	・観光の入込客数
10	各国内及び各国間の不平等を是正する	10.2 年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての 人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	・外部評価におけるさくら事業の「満足度」の割合 ・芸術文化会館さきらの年間利用者数 ・さきらのホームページの年間アクセス回数 ・小学校区における文化芸術・歴史体験率 ・多文化交流イベント実施回数 ・図書館の障がい者サービス利用人数
11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	・市内の指定等文化財の数 ・「栗東の文化財を活用しよう」事業参加者数

第3章 文化振興の基本目標と実施事業

1 理念実現のための目標

基本理念を構成するそれぞれの柱は、個別に存在するものではなく、お互いが相まって実現していくものと考えます。そこで、市民一人ひとりが実践に向けて踏み出すきっかけとするために、次の3つを基本目標とします。

(1) 場・環境づくり

文化芸術に親しむ環境づくりのために、文化施設間の連携や施設の活用促進を図るとともに、市民が、日々の暮らしの中で文化芸術にふれ、創造につなげていくために情報の発信や活動の支援などを行います。

(2) 人づくり

生活環境そのものが文化的になったことから、人々の感性や創造性、自己表現力などを高め、感性豊かなものにしていくため、人材の育成とともに、市民団体と協働しながら、市民主体の文化の創造につなげます。

(3) 地域へ活かす

心豊かな社会を実現していくため、先人によって培われてきた栗東の歴史や伝統文化を現代的視点から見つめ直すとともに、未来世代を意識した新たな観点から文化芸術に関わるものづくりを行います。

2 本計画の施策体系

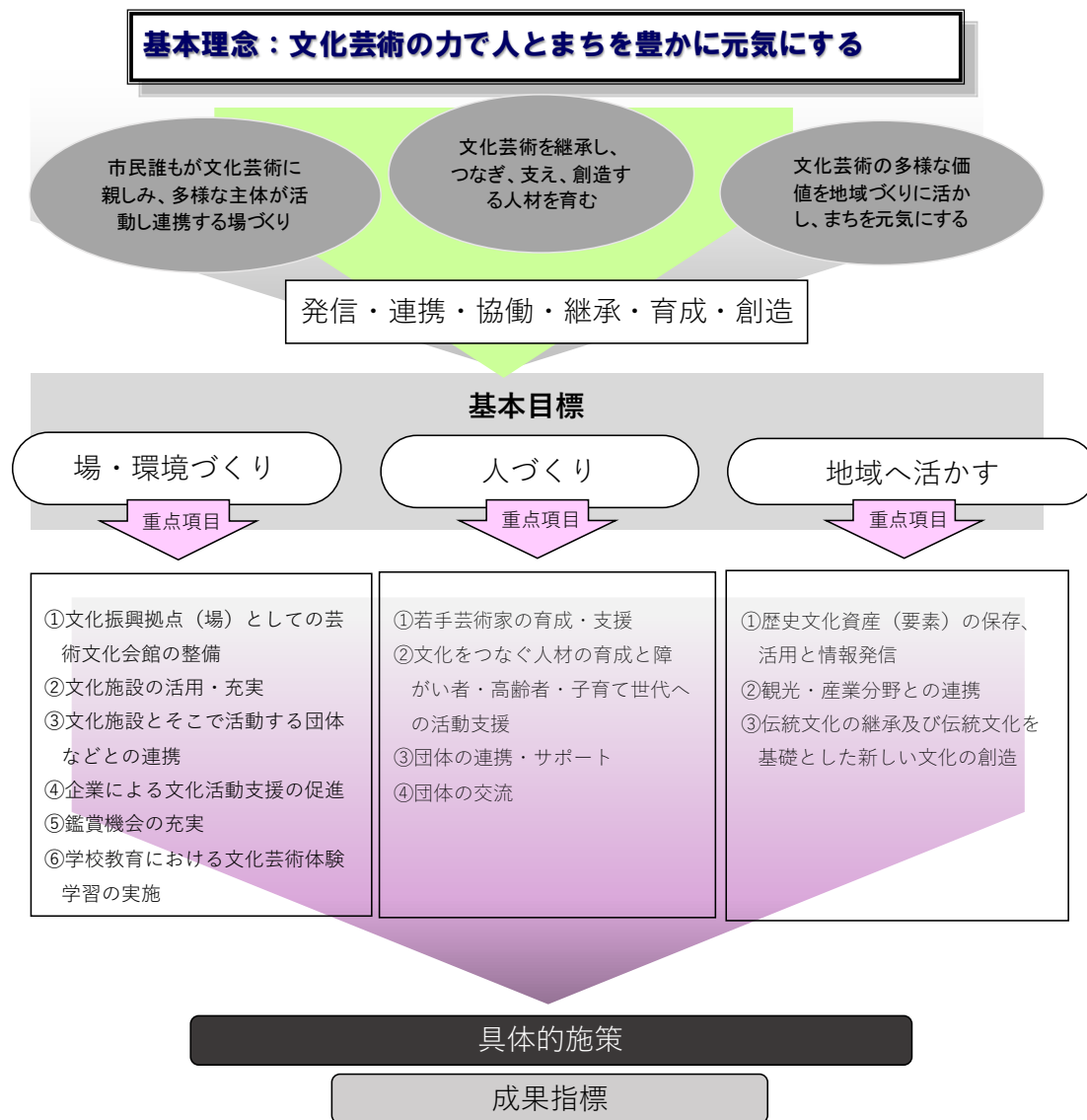


図4 本計画の施策体系

3 計画推進のための実施事業

基本目標 I

場・環境づくり

① 文化振興拠点（場）としての芸術文化会館の整備

文化活動の拠点として芸術文化会館さきらを位置づけるとともに、経年劣化などによる不具合を適宜修繕し、利用者の利便性を図ります。また外部の意見を取り入れながら多様な利用者が快適に過ごせる環境を整備します。

- A 芸術文化会館さきらなどの文化振興拠点施設の維持・整備
- B さきら運営協議会による外部意見の反映、評価システムの運用

② 文化施設の活用・充実

生涯学習の場である図書館の活動を通じ、市民の文化芸術に寄与することができるような取り組みを進めます。

歴史民俗博物館・出土文化財センター・自然観察の森の機能を充実させ、歴史文化や自然に触れ、豊かな感性を育める環境づくりをすすめます。

より身近な文化芸術活動の場として、地域のコミュニティセンターの活動を支援します。

- C 歴史民俗博物館・出土文化財センター・自然観察の森の機能充実
- D 図書館の機能充実
- E 地域の文化活動の拠点としてのコミュニティセンターの活動支援
- F 文化施設のユニバーサルデザイン¹²の推進

③ 文化施設とそこで活動する団体などとの連携

行政と芸術文化会館さきらと文化芸術団体が情報交換を行うために、年に1回以上、文化芸術会議を開催し、互いの情報共有に努めます。

芸術文化会館の指定管理者と文化芸術団体との連携を深め、栗東市全体を見渡した事業を展開するとともに、市外の施設と連携した事業を行います。

- G 市内文化芸術団体参加による文化芸術会議の設置・開催
- H 芸術文化会館さきらと、コミュニティセンターなど市内各文化施設と、そこで活動する団体などとの連携
- I 県内及び市内施設などの共同事業の開催

¹² 年齢や能力、状況などにかかわらず、デザインの最初から、できるだけ多くの人が利用可能にすること。

④ 企業による文化活動支援の促進

市内企業と文化活動について情報交換を行い、企業と文化活動団体との交流を図るとともに、企業と活動団体の連携を図り、協働で事業を行います。また、文化活動に支援を得られるよう企業に働きかけを行います。

- J 企業に文化事業に関する情報を提供・共有し、参加・交流を促す
- K 企業・団体・行政が協力した事業の実施検討
- L 企業による文化活動支援の促進

⑤ 鑑賞機会の充実

市民が気軽に文化芸術に接することができ、楽しめる様々な文化芸術の公演、展示などの事業に支援を行うとともに、市民が文化芸術に関心を持つきっかけづくりを行います。

- M 芸術文化会館さきらなどの事業の充実
- N 文化祭、音楽祭の開催
- O 歴史民俗博物館での音楽会など、様々な場所での事業の開催（ユニークベニユー¹³）

⑥ 学校教育における文化芸術体験学習の実施

学校教育を通じて、歴史、伝統、文化に対する理解を深め、尊重する態度や文化芸術を愛好する心などを育み、豊かな感性を持った人間を育てます。また、子どもたちの指導を行う教員の資質向上を図ります。

- P 芸術文化会館さきらによる市内小学校への芸術鑑賞事業の実施
- Q 学校図書館の充実
- R 青少年を対象とした文化芸術の公演、展示
- S 学校における文化芸術体験や昔の暮らしなどの歴史体験の充実

¹³ 独特の雰囲気を持った歴史的建造物・神社仏閣・博物館などで、会議・レセプション・イベントなどを実施することで、特別感や地域特性を演出することを目的したもの。こうした本来の用途とは異なるニーズに応じて特別に貸し出される会場を「ユニークベニユー」と呼ぶ。

(指標) 重点項目について成果指標を次のように策定し、計画進捗の目安とします。

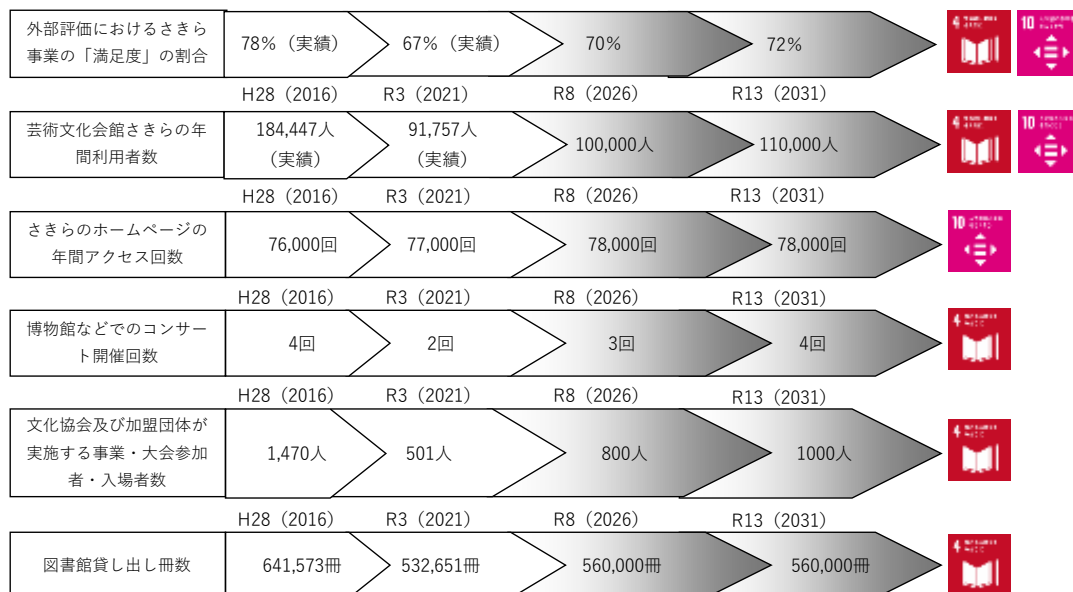


図5 基本目標Ⅰの成果指標

① 若手芸術家の育成・支援

本市の文化振興の将来を担う若手の芸術家の育成のために、国・企業などの補助金を検討しながら、交流や発表の場、機会を提供します。また、子どもたちが、文化芸術による感動体験を通し、豊かな人間性を育み、文化芸術への関心を高める取り組みを行います。

- A 市美術展、青少年美術展などの開催
- B 少年少女合唱団、さくらジュニアオーケストラなどの支援
- C 若年層が芸術活動を始めのきっかけづくり
- D 創造ミュージカルなど若手芸術家の発表の機会の提供

② 文化をつなぐ人材の育成と障がい者・高齢者・子育て世代への活動支援

人材の育成には、様々な世代の人々と交流し、互いに刺激を受け、高めあえるような環境づくりが必要です。

また多様な人々が文化に触れるきっかけを作るため、障がい者、高齢者、乳幼児を持つ子育て世代、フルタイムで働く世代などが文化芸術の鑑賞などに、参加しやすい環境の整備を促進します。小中学生の文化芸術活動は、地域と一体となりサポートします。

アールブリュットは、福祉施策と連携しながら発信に努めます。

- E 文化活動を気軽に始められるような基礎講座の実施
- F 文化芸術に関する体験イベントの実施
- G 誰もが参加しやすい利用環境の整備
- H 福祉施設などでの出前事業や交流事業の実施
- I 地域における青少年の文化活動のサポート
- J アールブリュットの発信

③ 団体の連携・サポート

市民や文化芸術団体等の活動意欲を高め、文化芸術活動が活発に行われるようにするため、成果の発表の場や機会の充実を図ります。地域における文化活動団体やボランティア団体を把握し連携に努めます。

- K 文化協会・音楽振興会・少年少女合唱団への活動補助
- L 市民による舞台芸術の発表やイベントの開催支援
- M 文化祭・音楽祭・美術展などの開催支援
- N 文化活動団体と連携し、地域にねざした文化芸術活動を実施

- 0 文化芸術活動を行う団体やボランティア団体の把握と情報収集、発信
- P 文化団体への活動助成

④ 団体の交流

多様な文化団体との交流を図り、多様な文化に触れるため、文化、まちづくりイベントを開催します。

近隣の大学や市内の高校とは、あらたな交流を図り文化創造につなげます。

- Q 多団体に関わる文化、まちづくりイベントの開催検討
- R 多文化交流イベントの開催
- S 近隣大学、市内高校との連携

(指標) 重点項目について成果指標を次のように策定し、計画進捗の目安とします。

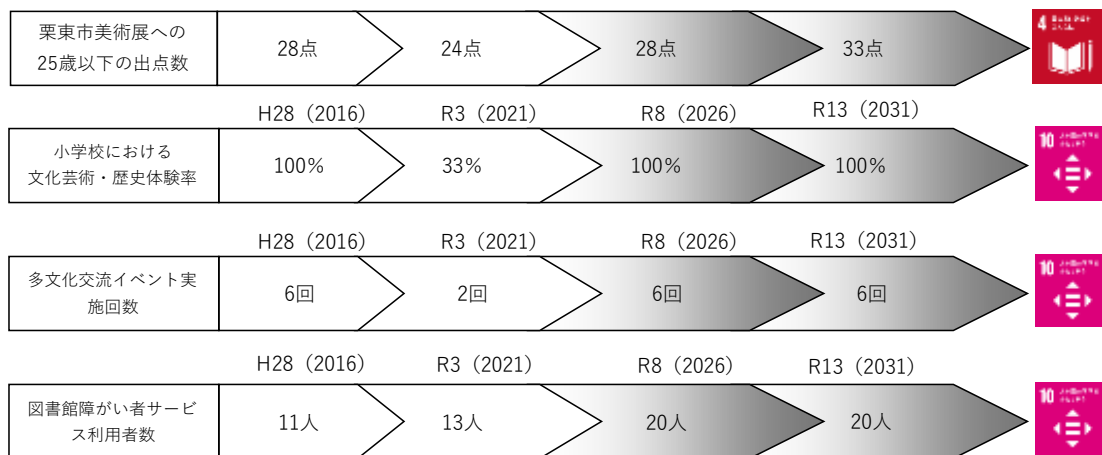


図6 基本目標Ⅱの成果指標

① 歴史文化資産（要素）の保存、活用と情報発信

本市には豊かな歴史文化を背景に数多くの文化財（歴史文化資産）が残されています。先人から引き継ぎ守られてきた歴史文化資産（要素）を見出し・守り、さらには市民交流のツールとして活用することで、地域と連携しながら新たな文化の醸成につなげます。

- A 歴史文化資産（要素）の調査
- B 歴史文化資産（要素）の保存・活用とその支援
- C 歴史文化資産（要素）を活かした事業の展開
- D 栗東らしい食文化の継承と情報発信

② 観光・産業分野との連携

観光の観点から、栗東の歴史文化資産（要素）について、幅広く情報発信をすることにより観光客の誘客を図ります。また、農林や工業などの産業についても、栗東の名産品などの開発を進めます。

- E 栗東らしい商品の開発・名物開発プロジェクト
- F 文化観光¹⁴による地域の魅力発信
- G インターネットや SNS などによる観光情報の発信
- H 歴史をテーマとしたイベント開催
- I マンガの魅力発信～森田まさのりの作品を通じて～
- J 文化の発信に利用できる新たな施設の検討

③ 伝統文化の継承及び伝統文化を基礎とした新しい文化の創造

身の回りにある伝統文化を再認識し、伝統文化の魅力を後世に伝える努力をするとともに、伝統文化を基に新しい文化を創造する取り組みを行います。とくにコロナ禍で活動の存続が危ぶまれる無形文化財の継承と魅力発信に取り組みます。

- K 伝統文化を継承するための体験講座の開催
- L 伝統文化事業と連携した事業の開催
- M 無形民俗文化財の継承と魅力発信
- N 栗東らしい景観の保存と活用

¹⁴ 文化資源の観覧等を通じて、文化についての理解を深めることを目的とする観光

(指標) 重点項目について成果指標を次のように策定し、計画進捗の目安とします。

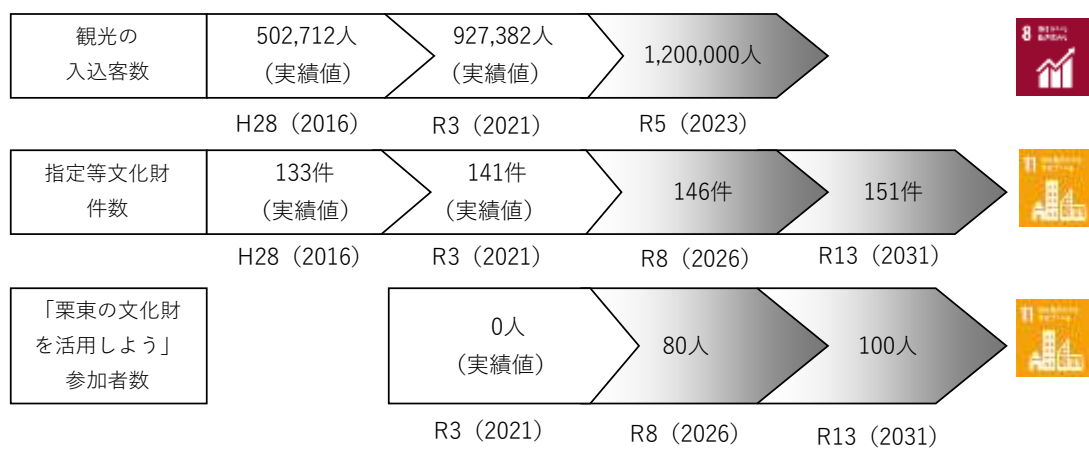


図 7 基本目標Ⅲの成果指標

第4章 本計画の実施体制

本計画の実現に向けて、多様で特色ある文化芸術を振興するため、文化芸術に多くの市民が関わる必要があります。また、市内外で活動する様々な関係諸団体や民間事業者との連携を図ります。

本市では文化芸術の振興を図るために、文化芸術政策に対して総合的な立場から、助言や提言を行う組織「栗東文化芸術会議」を設置しており、文化芸術に関する行政施策を専門的な見地から調査・研究し、助言を行うとともに、芸術家や文化芸術団体等の意見をはじめ、市民や事業者等からの意見や要望を集約し、提言します。

行政は、国・県との連携を図りつつ、体制の整備・充実に取り組む必要があります。計画に関連する関係部局間の密接な連携・協力体制を整備し、総合的かつ一体的な推進を図ります。また協働事業や文化芸術活動の支援を行うために、関係職員がマネジメントできるよう、資質向上を図ります。

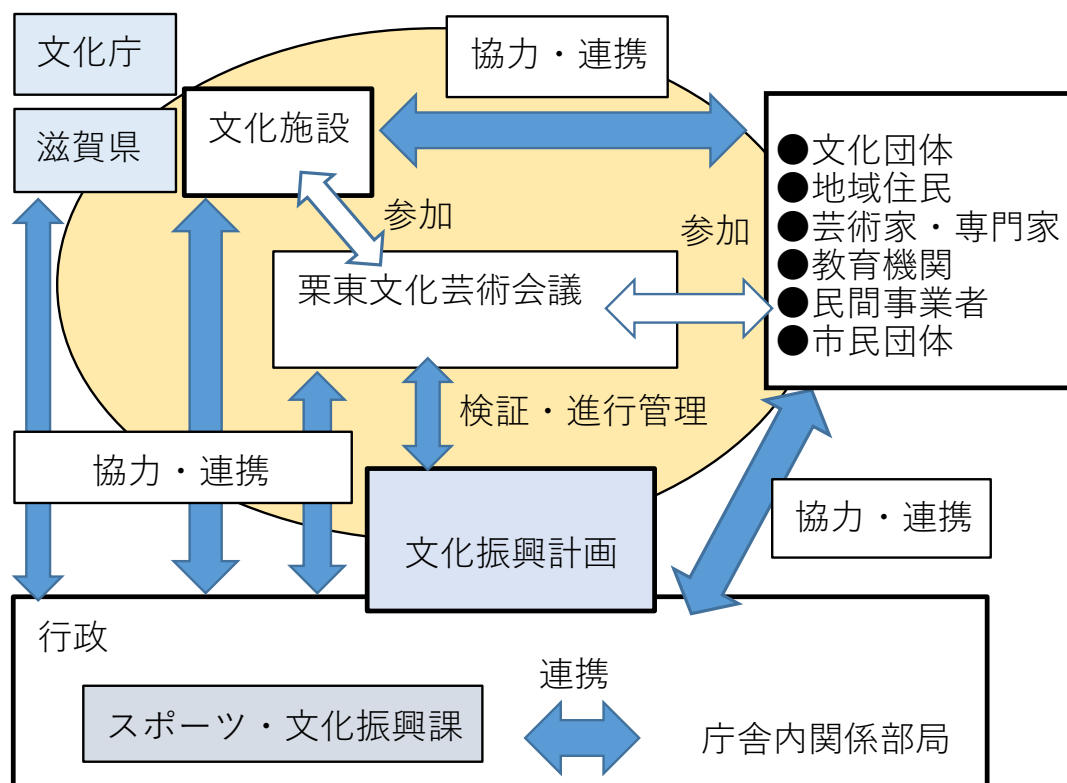


図8 計画の実施体制

第5章 計画推進のためのPDCA

1 検証のための実施可能なサイクル

この文化振興計画が現状に見合った施策となるためには、継続的、定期的に計画を見直し、改定につなげる必要があります、PDCAサイクルを利用して改定します。

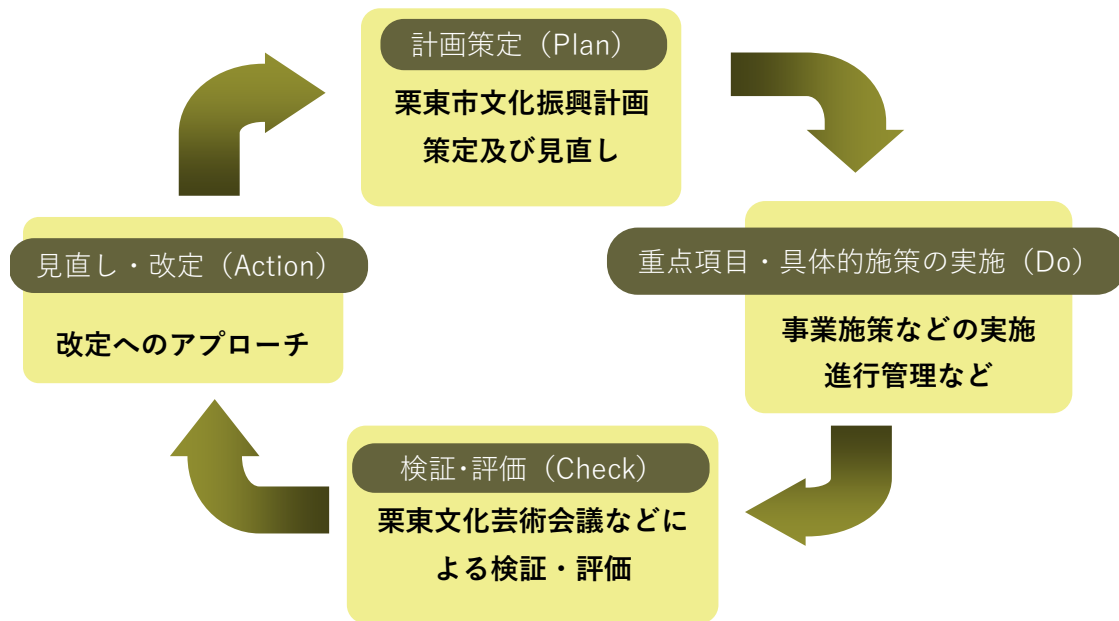


図9 本計画のPDCAサイクル

2 今後に向けて

計画推進のために、関連事業に計画を反映させ着実な事業実施を図り、各団体の活動状況、芸術文化会館さきらの満足度調査やアンケートで、目標達成に向けた検証・評価を行うほか、定期的に文化芸術会議を開催して施策・事業の進捗状況を確認します。

それらの評価結果を考慮して、継続実施や見直し改定等を行い、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

令和9年（2027）には、指標の達成状況と事業の進捗状況を確認し、計画の見直しを行います。

■あとかき

国では平成 29 年（2017）6 月に文化芸術振興基本法が改正され、あらたに「文化芸術基本法」となり、滋賀県では令和 3 年（2021）3 月には第 3 次滋賀県文化振興基本方針が策定されました。

栗東市文化振興計画は平成 25 年（2013）に策定され、平成 30 年（2018）の見直しを経て 10 年が経過し、今回見直しを行いました。

この 10 年間、情報技術の進歩、インバウンドの急増をへてコロナ禍と、国内外では人々の予想を上回る変化が起きました。本市においても企業立地が推進される一方で、人口増加幅が縮小するなど社会経済の状況は大きく変化しています。地域力の低下が危惧される半面、身近な文化の発見、さらには新しい価値の醸成が期待されるところです。

市民一人ひとりが、自らが文化の担い手であることを自覚し、身近な事柄として文化を大切にすることが、地域への誇りと愛着につながります。そのうえで、多くの人のふれあいを呼び戻し、お互いに刺激し合うことにより、文化の力による地域づくりをより確かなものにしていくことを願っています。

栗東文化芸術会議設置要綱

(設置)

第1条 栗東市文化振興計画（以下「計画」という。）の見直しおよび検証・検討を行うにあたり、市内の文化芸術活動を行う団体等から専門的かつ幅広い意見を反映させるため、栗東文化芸術会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織及び役割)

第2条 会議は、別に定める団体の代表者により組織し、次号に掲げる事項について助言を行う。

- (1) 計画の見直しに関する事
- (2) 計画の検証・評価に関する事

(委員)

第3条 会議は、次に掲げる団体の推薦等による委員をもって組織する。

- (1) 栗東市文化協会
- (2) 栗東音楽振興会
- (3) 栗東市美術展実行委員会
- (4) 栗東芸術文化会館さきら
- (5) 栗東歴史民俗博物館協議会
- (6) 栗東市立図書館協議会
- (7) 公募
- (8) 学識経験者（大学教授等）
- (9) 教育部長

2 会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。

3 委員長は、会議を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。但し補欠の役員については前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会スポーツ・文化振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行する。

〔 栗東文化芸術会議 経過 〕

◆第1回	令和4年10月19日(水) 内容：設置要綱の確認、委員長・副委員長の選出、 栗東文化振興計画の概要説明、策定までのスケジュール、 第2期栗東市文化振興計画(素案)を基に協議
◆第2回	令和4年11月14日(月) 内容：第2期栗東市文化振興計画(案)を基に詳細協議
■パブリックコメント実施	(栗東市ホームページ、市内各コミュニティセンター等) 実施期間：令和4年12月26日(月)～令和5年1月20日(金) 第2期栗東市文化振興計画(案)

〔 栗東文化芸術会議 委員名簿 〕

役 職	氏 名	所 属 団 体	備 考
委員長	林 睦	滋賀大学教育学部教授(音楽教育)	学識経験者
副委員長	國松 完二	栗東市立図書館協議会	
委 員	林 悦子	栗東市文化協会	
委 員	大西 洋子	栗東音楽振興会	
委 員	鈴木 元彦	栗東市美術展実行委員会	
委 員	奥村 敏子	栗東芸術文化会館さくら(運営協議会)	
委 員	西尾 悦子	栗東歴史民俗博物館協議会	
委 員	神代 園子	公 募	
委 員	川崎 武徳	栗東市教育委員会(教育部長)	

第2期 栗東市文化振興計画

策 定：令和5年(2023) 3月

発 行：栗東市

編 集：栗東市教育委員会 スポーツ・文化振興課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

TEL:077-551-0318 FAX:077-551-0149
